

賞金・諸手当・事故見舞金・抹消給付金・付加金

賞金・諸手当

日本中央競馬会の令和2年度競馬番組を参照。今後の改正により金額等に変更が生じる場合もございます。

本賞

1着から5着には競馬番組記載の本賞が交付されます。

距離別出走奨励賞

重賞、障害競走を除く芝1,800m以上の3(4)歳以上の2勝クラス競走、3勝クラス競走、オープン競走及び1勝クラス競走の特別競走に出走した場合には下表の通り距離別出走奨励賞が交付されます。1万円未満は四捨五入。

	距離	1着	2着	3着	4着	5着	6着	7着	8着	9着	10着
3(4)歳上2勝クラス競走 3(4)歳上3勝クラス競走 3(4)歳上オープン競走	2,000m超	380万円	40%	25%	15%	10%	8%	7%	6%	3%	2%
	1,800m超 2,000m以下	260万円									
	1,800m	140万円									
3(4)歳上1勝クラス競走(特別競走)	2,000m超	200万円									
	1,800m超 2,000m以下	140万円									
	1,800m	80万円									

※2～10着は1着の金額に表内の比率を乗じて得た額が交付されます。

内国産馬所有奨励賞

内国産馬奨励賞

下欄に定める平地競走の出走馬がサラブレッド系の内国産馬であった場合は下表の通り内国産馬奨励賞が交付されます。

	1着	2着	3着	4着	5着
G I競走	400万円	160万円	100万円	60万円	40万円
G I競走以外の重賞競走	300万円	120万円	75万円	45万円	30万円
リステッド競走	250万円	100万円	63万円	38万円	25万円
その他のオープン競走	230万円	92万円	58万円	35万円	23万円
3勝クラス競走	150万円	60万円	38万円	23万円	15万円
2勝クラス競走	120万円	48万円	30万円	18万円	12万円
2(3)歳1勝クラス競走	100万円	40万円	25万円	15万円	10万円
3(4)歳上1勝クラス競走	70万円	28万円	18万円	11万円	7万円
2歳新馬競走	170万円	68万円	43万円	26万円	17万円
2歳未勝利競走	130万円	52万円	33万円	20万円	13万円
3歳新馬競走	130万円	52万円	33万円	20万円	13万円
春季3歳未勝利競走	100万円	40万円	25万円	15万円	10万円
夏季3歳未勝利競走	50万円	20万円	13万円	8万円	5万円

内国産牝馬奨励賞

下欄に定める平地競走の出走馬が内国産の牝馬であった場合は下表の通り内国産牝馬奨励賞が交付されます。

	1着	2着	3着	4着	5着
2歳新馬競走	140万円	56万円	35万円	21万円	14万円
2歳未勝利競走	90万円	36万円	23万円	14万円	9万円
3歳新馬競走	80万円	32万円	20万円	12万円	8万円
春季3歳未勝利競走	50万円	20万円	13万円	8万円	5万円

※牝馬限定競走の場合には交付されません。

出走奨励金

6着馬から8着馬(重賞競走及び平地オープン競走は6着馬から10着馬)には1着の本賞金額に【表1】の比率を乗じて出走奨励金が交付されます。1万円未満は四捨五入。

【表1】

	6着	7着	8着	9着	10着
重賞競走	8%	7%	6%	3%	2%
重賞競走以外の平地オープン競走	8%	7%	6%	3%	2%
その他の競走	8%	7%	6%	—	—

※下記対象競走については、上記の規定に加え、別に定める出走奨励金が交付されます。

- ・日本中央競馬会が指定するG I競走及びG II競走
- ・ワールドオールスタージョッキーズ
- ・有馬記念
- ・ヤングジョッキーズシリーズ

【表2】

		右欄に掲げる競走以外の競走		平地の新馬及び未勝利競走	
		芝	ダート	芝	ダート
オープン競走以外の平地競走	1,400m以下	3秒	4秒	3秒	4秒
	1,400m超2,000m未満	4秒	5秒	3秒	4秒
		5秒	6秒	4秒	5秒
特別競走以外の障害競走		8秒	10秒	—	—

※当該競走の1着馬の競走に要した時間より【表2】に定める時間を超えて決勝線に到達した場合には交付されません。

※裁決委員が不適当と認めた場合には交付されません。

※上記以外にも規定により減じて交付される場合及び交付されない場合がございます。

付加賞

特別登録料は総額を1着馬:2着馬:3着馬に7:2:1の割合で案分して付加賞として交付されます。

特別出走手当

下欄に定める競走に出走した場合は下表の通り特別出走手当が交付されます。

重賞競走	442,000円
重賞競走以外の特別競走	433,000円
1勝クラス以上の競走（一般競走）	431,000円
新馬及び未勝利競走	421,000円

※芝1,800m以上の3(4)歳以上の平地競走に出走した場合は70,000円を加えて交付されます。

※障害競走に出走した場合は10,000円を加えて交付されます。

※2歳馬競走に出走した場合は30,000円を加えて交付されます。

※競馬番組で特に定めた競走以外の平地競走に取得賞金200万円以上500万円以下の6歳以上馬が出走した場合は120,000円を減じて交付されます。

※以下の場合には半額が交付されます。

・平地競走に出走した取得賞金200万円未満の5歳以上の馬。

・第4回中山、第2回中京、第4回東京、第4回京都、第4回新潟、第3回福島、第3回中京競馬の平地競走に出走した3歳の未出走馬及び未勝利馬。

※競馬番組で特に定めた競走以外の競走において当該競走の1着馬が要した時間より【表2】に定める時間を超えて8着より後の着順となった場合は上記の規定による金額の半額が交付されます。

※以下の場合には交付されません。

・平地競走に出走した4歳以上の未出走馬及び未勝利馬。

・失格、裁決委員が不適当と認めた場合。

※上記以外にも規定により減じて交付される場合及び交付されない場合がございます。

事故見舞金

日本中央競馬会の施設内における不慮の事故には事故見舞金が支給されます。中央競馬馬主相互会の令和2年度競走馬事故見舞金支給規程を参照。今後の改正により金額等に変更が生じる場合もございます。

事故見舞金

番号	事故の種類	見舞金の額
1	競走中の事故により死亡し、又は死にひんし救うことのできない状態に陥ったものと認められて安楽死の処置がなされた場合	630万円
2	調教中又は輸送中の事故により死亡し、又は死にひんし救うことのできない状態に陥ったものと認められて安楽死の処置がなされた場合	615万円
3	競走中の事故により競走の用に供することができなくなった場合	590万円
4	調教中又は輸送中の事故により競走の用に供することができなくなった場合	585万円
5	競走中の事故により事故発生の日から12ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	375万円
6	調教中又は輸送中の事故により事故発生の日から12ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	370万円
7	競走中の事故により事故発生の日から9ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	340万円
8	調教中又は輸送中の事故により事故発生の日から9ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	335万円
9	競走中の事故により事故発生の日から6ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	295万円
10	調教中又は輸送中の事故により事故発生の日から6ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	290万円
11	競走中の事故により事故発生の日から3ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	230万円
12	調教中又は輸送中の事故により事故発生の日から3ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	225万円
13	競馬会の施設内において、疾病、負傷、天災地変、火災、暴動等により死亡した場合、又はそれらにより死にひんし救うことのできない状態に陥ったものと認められて、安楽死の処置がなされた場合	600万円
16	競馬会の施設内において発生した四肢その他の故障により中央競馬の競走馬として不適当と認められ、競走馬登録を抹消する場合(前各号に該当する場合を除く)	70万円
17	競走馬登録後の最初に出走した日以降に、競馬会の施設内において発生した腱炎(屈腱炎を除く。)、関節炎、蹄病(蹄葉炎を除く。)、骨瘤、骨膜炎、眼病、鼻出血、心房細動、肺炎、フレグモーネ、跛行により、ひき続き6ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなかった場合	145万円
18	競馬会の施設内において発生した屈腱炎、蹄葉炎、胸膜炎、変位疝により9ヶ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	300万円

※第3号から第12号までの事故とは骨折、脱臼、外傷又は腱断裂をいいます。

※第16号の見舞金の支給対象は平成16年4月1日から平成18年10月31日までに競走馬登録が抹消されたことに伴い、改正前の競走馬事故見舞金支給規程における第16号第1項に定めるB支給を受けたことがある馬に限ります。

※屈腱炎を除く、第18号の対象疾病(蹄葉炎、胸膜炎、変位疝)への支給は1疾病につき1回に限られます。

※再び中央競馬の競走に出走しなかった場合には第17号は支給されません。

※以下の場合、第18号は交付されません。

・競走馬登録を受けてから3ヶ月(地方競馬全国協会の馬の登録を受けたことがある馬は6ヶ月)を未経験の場合(蹄葉炎、胸膜炎、変位疝を除く)

・在厩日数が通算して30日未満の場合

※上記以外にも規定により減じて支給される場合及び支給されない場合がございます。

抹消給付金・付加金

日本中央競馬会の競走馬登録を抹消する場合は抹消給付金、抹消給付金付加金が支給されます。中央競馬馬主相互会の令和2年度競走馬登録抹消給付金支給規程、競走馬登録抹消給付金付加金支給規程を参照。今後の改正により金額等に変更が生じる場合もございます。

抹消給付金	抹消給付金付加金									
	抹消時期	2歳	3歳1月1日~4月24日	3歳4月25日~6月5日	3歳6月6日~7月24日	3歳7月25日~12月31日	4歳	5歳1月1日~6月5日	5歳6月6日~12月31日	6歳以上
出走有無		(100万円)	(95万円)	(60万円)	(45万円)	(70万円)	(30万円)	(15万円)		
5走以上(120万円)		220万円	215万円	180万円	165万円	190万円	150万円	135万円		
3・4走(100万円)		200万円	195万円	160万円	145万円	170万円	130万円	115万円		
2走(65万円)		165万円	160万円	125万円	110万円	135万円	95万円	80万円		
1走(40万円)		140万円	135万円	100万円	85万円	110万円	70万円	55万円		
未出走(30万円)		130万円	125万円	90万円	75万円	100万円	60万円	45万円		

※令和元年9月7日以降、初出走時にタイムオーバーとなった場合は出走とみなされません。

※在厩日数が通算60日未満の場合には支給されません(競走馬事故見舞金支給規定における第5号から第12号まで又は第18号のいずれかを受給し、その休職加療期間中に競走馬登録抹消する場合を除く)。

※以前に対象となった場合には支給されません。

※競走馬事故見舞金支給規程における第1号から第4号まで又は第13号の対象となる場合には支給されません。

※上記以外にも規定により減じて支給される場合及び支給されない場合がございます。